

2022年8月12日

文化審議会での「文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定に関する意見

公益社団法人日本漫画家協会

- (1) ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策について
DX時代に対応した著作権制度の在り方の1つとして「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元」が示されているが、この実現のためには各権利者団体もしくは団体横断的な権利データベース（DB）やアーカイブの構築が不可欠と思われる。
また昨今のコロナ禍に起因する著作権者の権利制限に対し、授業目的公衆送信補償金、図書館等公衆送信補償金などが設けられたことまではよしとしても、都度補償金を管理する団体が設立され、各権利者団体はある意味先行投資的に会費を払って当該管理団体に参加せざるをえない状況で、補償金の種別によっては会費を支払うと逆ザヤになるケースもありうる。
以上のようなDB等構築および補償金管理団体設立についての行政の支援を要望するものである。
- (2) 文化と経済の好循環を創造するための方策について
上記（1）のアーカイブ構築にも関連するが、特に漫画を含め、美術・写真等の視覚芸術分野において、文化・芸術に関する知識および技能、著作権・意匠権・肖像権等の法的知識を有し、総合的な文化情報の収集・管理・保護・活用・創造ができるDX人材、いわゆる「デジタルアーキビスト」（以下、「DA」という。）の養成はDX時代のコンテンツ・文化財等の利活用ひいては文化と経済の好循環を創造するために不可欠であると考え。DAの活躍の場は図書館・公文書館・美術館・博物館等に限られるものではなく、民間企業・団体・大学など広範な職域が想定され、そのためにも大学・専門学校等での履修の場（学部・学科・専攻）のさらなる設置、認定資格制度の周知・啓蒙および充実（場合によっては国家資格化）が必要と考える。
- (3) 文化芸術行政の効果的な推進の在り方について
国内外の著名美術館において日本漫画の展覧会が開催される昨今、文化資産ともいえる存在でありながら大半が漫画家個人の手任せられている漫画原画の保存をどうしていくべきか、漫画業界において喫緊の課題となっている。すでに横手市増田まんが美術館、京都国際ミュージアム、明治大学米沢嘉博記念図書館等において漫

画原面の収蔵が開始されている。ただし、現行の収蔵能力のままでは数年以内に収蔵ができなくなると推測される。

全国各都道府県では、その土地出身またはゆかりの漫画家をフックにして、各地域に漫画と地域コミュニティをつなぐ「場」を増やし、さらには条件が見合った場合には漫画原画収蔵機関としての役割を担わせることで、収蔵機能の増強を図ることが自主的に始まっている。漫画原画収蔵機関が全国様々な場所に点在することは自然災害による貴重な文化資源滅失というリスクを防ぐ意味もあると考える。

しかしながら諸地域や出版業界、弊協会などによる自助的活動には予算的な限界があり、その維持継続性にはどうしても不安定さが付きまとう。

やはり文化や産業の中心地である東京の近郊に「国立の」中心的アーカイブ関連拠点を設置することが望まれるが、今現在まで国の本腰を入れた施策として通常国会において議論検討すらされたことがない現状には、深い失望を覚える。

以上のおり、漫画と触れ合う拠点を増やし、次世代の漫画家育成および原画収蔵能力補強という趣旨を鑑み、各地域の行政の支援を要望するものである。

以上